

令和3年11月定例会 県土整備委員会（事前）

令和3年11月22日（月）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時39分）

これより危機管理環境部関係の調査を行います。

危機管理環境部関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料3）
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料4）
- 徳島県版・脱炭素ロードマップ（案）について（資料5－1，5－2）
- 徳島県災害廃棄物処理計画（改定版）骨子（案）について（資料6）
- 徳島県生活環境保全条例の一部改正（ボイラー規模要件の変更）について（資料7）
- 「徳島県消費者情報センター」の移転リニューアルオープンについて（資料8）

谷本危機管理環境部長

この際、8点御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

10月臨時会の事前委員会で御報告させていただきました以降の動きについて、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

11月12日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、臨時医療施設の整備などを含む医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保、国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復を柱とした次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像が決定されました。

11月19日には政府の基本的対処方針が変更され、新たに次の感染拡大に向けた医療提供体制の強化や新たなレベル分類の考え方を踏まえた、緊急事態宣言の発出等の考え方の見直し、ワクチン・検査パッケージ等を活用した行動制限の緩和が盛り込まれました。

これに伴い、11月21日、第69回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、政府の基本的対処方針の変更に伴う県の対応方針として、資料1の別添2を御覧ください。新たなレベル分類の考え方に対応し、とくしまアラートをこれまでの5段階のステージに代えて、感染観察、感染警戒、特別警戒、非常事態の4段階のレベルに設定いた

しました。レベルの判断指標等は、今後、県専門家会議の意見等を踏まえ決定してまいります。

また、保健・医療提供体制の確保や飲食、イベント、移動に係る行動制限の緩和、飲食店及び宿泊施設従業員向けPCR検査の抗原定性検査への切替え等を決定いたしました。

今後とも、刻々と変わる感染状況に即応し、次なる感染拡大の第6波を何としても阻止すべく全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況についてでございます。

1、飲食店に対する営業時間短縮要請協力金（第4期・第5期）について、協力金の申請受付については11月12日に既に終了しており、11月19日時点の支払状況は、一部前払については第4期、第5期ともに全件支払が完了しております。

また、実績払いについては、第4期分で3,712件の申請を頂き、うち3,508件、19億9,021万円が支払済みとなっており、第5期分は3,434件の申請を頂き、うち3,269件、19億1,064万円が支払済みとなっております。

次に、2、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については、県外からの帰省者や県内の大学生等を対象にPCR検査の受検支援を年末まで実施しており、11月19日時点で1万952件のお申込みを頂いており、これまでに7件の陽性を確認いたしました。さきの県土整備委員会にて御報告させていただいて以降、新規の陽性確認はございません。

次に、3、飲食店に対するPCRモニタリング定期検査については、飲食店を対象に定期的なモニタリング検査を12月9日まで実施しており、11月19日時点で延べ1万3,068名からお申込みを頂き、これまでに9件の陽性を確認いたしました。こちらは、さきの県土整備委員会から1名新規の陽性確認がありました。

次に、4、飲食店PCR定期検査の抗原定性検査への切替えについては、現在実施している飲食店PCRモニタリング定期検査については、これまで無症状感染者の発見を目的に実施してきましたが、現在の全国の感染動向や県内の感染状況、ワクチン接種の進捗等を踏まえ、有症状者に対象を絞ったより迅速かつ新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスを同時に判定することが可能な抗原定性検査キットによる検査へと切り替え、11月29日月曜日から受付を開始することとしております。

なお、PCR定期検査から当該抗原定性検査に切り替えた後は、当該検査に協力いただける店舗をコロナ対策三ツ星店と位置付け、県民に積極的な利用を推奨してまいります。

次に、5、ワクチン・検査パッケージに関する技術実証の実施については、政府が地方公共団体等と連携してワクチン・検査パッケージに関する技術実証を実施し、飲食店、ライブハウス、小劇場、大規模イベント、観光等の分野において感染防止対策を継続した上で、ワクチン接種歴の確認や事前の検査、入店・入場者リストの作成などを組み合わせた技術実証を行い、その有効性について検証を行うものです。

本県においても、秋の阿波おどりははじめ4件のイベントで実験を実施しており、今後はこれらの実証結果を国と共有しながらアフターコロナを見据えた取組を進めてまいります。

続きまして、資料3を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）についてござ

います。

9月定例会の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の追加案件につきまして、御説明いたします。

資料中段に記載の保健福祉部の臨時医療施設の整備につきまして、国から今後の新型コロナウイルス感染拡大に備えた医療提供体制の強化を求められており、本県といたしましても、第6波が到来することを想定し、病床のひっ迫時に一時的に患者を受け入れる臨時医療施設の整備に要する経費として、3億6,700万円を活用し整備を進めてまいります。

続きまして、資料4を御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

11月10日、秋田県横手市において今シーズン国内1例目となる高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたことを受け、同日、危機管理連絡会議を開催し、本県独自の鳥インフルエンザ・とくしまアラート、ステージⅡ・感染拡大注意報を発動したことを農林水産部から報告するとともに、発生防止対策等として、県内養鶏場における飼養衛生管理の徹底、死亡野鳥を発見した際の連絡等の周知、風評被害を防止するため食鳥肉、卵の安全性の周知徹底、県内養鶏場での発生に備えた防疫体制の再確認、防疫資材の備蓄状況の確認と追加調達が必要な場合の危機管理調整費の活用を指示いたしました。

その後、11月13日、15日に鹿児島県出水市での感染が確認されたことから、引き続いての警戒を危機管理連絡会議構成員に指示したところでございます。

11月17日には、近隣県である兵庫県姫路市で感染が確認され、これまで以上に本県での発生リスクが高まる状況下にあることから、同日、危機管理連絡会議を開催し、改めて発生防止対策及び防疫体制の徹底を指示したところでございます。

現時点の発生予防対策として、畜舎消毒や車両消毒の強化、野鳥の侵入防止対策の指導強化、農場敷地内や周辺ため池の除草、消毒、さらに11月15日から、県内235農場に対して消毒用消石灰7,000袋の緊急配付を実施しております。

なお、今後、県内発生時の緊急消毒に備えた消毒用消石灰の購入に必要な経費400万円について、危機管理調整費を活用させていただきます。

今後とも、本県で二度と高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込ませない、発生させないとの強い決意の下、より一層の警戒を強め防疫対応に取り組んでまいります。

続きまして、資料5-1を御覧ください。

徳島県版・脱炭素ロードマップ（案）についてでございます。

2050年カーボンニュートラル実現に向け、本県の2030年度目標である2013年度比温室効果ガス実質排出50パーセント削減と自然エネルギーによる電力自給率50パーセントの達成を確実なものとするため新たな重点施策を設けるとともに、具体的な取組と行程をお示しするものです。

取組に当たっては、2021年度から2025年度までを集中期間、2026年度から2030年度までを加速期間と位置付け、重点施策として、自然エネルギー最大限導入、水素グリッド構想の推進、循環経済への移行を3本柱に、本県の地球温暖化・脱炭素対策を戦略的に推進してまいります。

今後は、県議会での御論議やパブリックコメントを踏まえ、本年度中に策定してまいります。

続きまして、資料6を御覧ください。

徳島県災害廃棄物処理計画（改定版）骨子（案）についてでございます。

切迫する南海トラフ巨大地震はもとより、気候変動に伴い激甚化、頻発化する豪雨災害等に対応するため、最新の事例、知見や事前復興、更にはDX、GXの視点を取り入れ、平成27年3月に策定した現計画をより実効性のある計画へと改定するものでございます。

現計画策定以降に課題となった豪雨災害等における迅速な初動対応、仮置場や仮設処理施設の速やかな設置、廃棄物処理における安全性の確保などに対応するため、平時から復旧・復興期までの各ステージにおける実践的な対応の具体化、過去災害での教訓を踏まえた実効性の確保、廃棄物処理における感染症防止対策の徹底などを盛り込み、大規模災害からの早期の復旧、復興につなげてまいります。

今後は、県議会での御論議やパブリックコメントを踏まえ、本年度中に策定してまいります。

続きまして、資料7を御覧ください。

徳島県生活環境保全条例の一部改正（ボイラー規模要件の変更）についてでございます。

1、改正の背景・趣旨といたしましては、大気汚染防止法では、事業所のボイラー等から発生するばい煙を規制しており、政令に規制対象となる規模要件を伝熱面積又は燃焼能力で規定しているところです。

この度、再生可能エネルギーの導入を促進するに当たり、政令改正により伝熱面積が削除されたことに伴い、2、政令及び条例改正案の右枠に記載のとおり、条例におけるボイラーの規模要件を伝熱面積から燃焼能力に改め、政令の2分の1の規模となる重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満としたいと考えております。

3、今後のスケジュールといたしましては、議会での御論議をはじめ、パブリックコメントの実施や県環境審議会生活環境部会での御審議を経て、来年2月定例会に条例案を提出させていただきます。

続きまして、資料8を御覧ください。

徳島県消費者情報センターの移転・リニューアルオープンについてでございます。

アミコビル東館7階への移転、リニューアルを進めてまいりました徳島県消費者情報センターにつきましては、来る11月25日にプレオープン、11月27日にグランドオープンする運びとなりました。

新たなセンターにおきましては、オープンカウンターの設置や大型4Kモニターの導入により、相談機能や啓発・情報発信機能の強化を図るとともに、LINEを活用した若者向け相談機能の充実を図ってまいります。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

吉田委員

再生可能エネルギーの推進と規制ということで、10月に県南の風力発電計画の環境アセスメントについての手続として、知事から方法書に対する意見が出されたと思うのですけれども、その内容について御報告をお願いします。

奈須環境管理課長

ただいま吉田委員から、那賀・海部・安芸風力発電事業に係る方法書の知事意見について御質問がございました。

那賀・海部・安芸風力発電事業におきましては、令和2年11月4日に配慮書の次の段階である方法書の送付がございました。

その後、専門家や学識経験者による県環境影響評価審査会を3回開催いたしまして、これらの意見を取りまとめ、10月1日に審査会会長から知事に答申がなされております。

県では審査会から頂いた答申をはじめ、那賀町、海陽町や地域住民からの御意見を最大限尊重し、知事意見として取りまとめたところです。

知事意見の内容といたしましては、騒音、低周波音、風車の影などによる生活環境への影響、貴重な水源の森の開発に伴う水環境への影響、希少生物、生態系への影響、地域と自然との関わりや景観への影響といったものを回避又は低減するために、地域特性を考慮しつつ適切な調査期間や地点を設定し、最新の科学的知見に基づいた調査、予測及び評価を実施することのほか、那賀町、海陽町や地域住民からの意見に十分配慮し、地域住民との信頼関係の構築及び地域との合意形成を図ること、環境への重大な影響を回避又は低減できない場合、又は地域との合意形成が図られない場合は事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行うことなどを求める内容となっております。

また、この知事意見には地元的那賀町、海陽町からの意見を添付して、10月8日に経済産業大臣に提出したところでございます。

吉田委員

経済産業大臣に提出したということで、今、課長から詳しい内容を教えていただいたのですけれども、専門家会議の意見や地域の首長の意見を添付していただき、専門家の会議での意見の様々な環境への影響であったり、地域との合意形成のこともきちんと盛り込まれて、合意形成がなされない場合は中止も考えるということで、強い意見を出していただいたということによかったかなと思います。

風力発電をはじめとする再エネを国全体としても徳島県としても今後推進していかなければいけないということで、今回脱炭素ロードマップ案が出されましたけれども、こういうふうにならざるを得ない大型事業というのは、これまで環境アセスメントの手続にすごく時間や労力を掛けてこうした意見書を出すという段階を踏んでいるのですが、ちょっとロスというか、進めていかないといけないけれども住民の反対する地域に計画ができてしまうということは何とかなければならないと思うのです。

先月の9月議会での質問で、徳島県としての規制について質問させていただいたのですけれども、その時の御答弁で、環境保全と地域経済循環の両面からのルールづくりが必要

であると部長に答弁していただいて、徳島県ならではの環境配慮基準を策定という言葉を受けたのです。

この内容について、今検討中のことであったり、ロードマップ案を朝に見ただけなのです、もう少し具体的にこの中に盛り込まれているのであれば説明を、ないのであれば今の検討状況などの御報告をお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま吉田委員から、環境保全と自然エネルギーの促進、県の環境配慮基準等について御質問いただきました。

御配付しております資料5-1、徳島県版・脱炭素ロードマップ（案）の裏面、具体的な取組と行程の一番上のところで、改正・温対法に係る「促進区域」設定など徳島ならではの市町村支援という項目がございます、ここがロードマップにおける環境保全と自然エネルギーの促進の両立を図る施策でございます。

いわゆるゾーニングは、再エネ施設が無秩序に立地しないように再エネ立地の制限や促進を図る区域を定めることとございまして、山梨県、和歌山県、兵庫県、岡山県の4県と多数の市町村で今制定されております再エネ立地を規制する条例では、立地に当たっての届出や許可といった手続のほか、区域を指定して再エネ立地を制限、禁止するものもございます。再エネ立地に伴う事業者と地域とのトラブルが全国で相次いだことで、現行ではこのように再エネ立地を制限するゾーニングが注目されております。

一方、改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる地球温暖化対策推進法の促進区域制度は、再エネ導入拡大に向け再エネ事業の適地が見える化し、地域の合意形成を促す仕組みとなっております。

市町村は促進区域の設定に当たり、環境保全に関する国による基準、それから都道府県による基準を踏まえることとされております。

改正地球温暖化対策推進法における県の役割としましては環境配慮基準の策定が求められているだけでございますが、本県では更に一步踏み込んで、再エネ事業の適地が見える化し、円滑な地域の合意形成を図り、再エネ事業を誘致するためのいわゆるポジティブゾーニングを提示することを考えております。

促進区域においては、事業者は関係許可等手続のワンストップ化、環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略といった特例の適用を受けることができます。

なお、促進区域設定に当たりましては、住民、その他利害関係者の意見聴取、関係地方公共団体の意見聴取、地域の関係者から構成される実行計画協議会での協議といった地域の合意形成の手続を経ているため、事業者はより円滑に再エネ事業を行うことができると考えております。

ロードマップではこういったことを施策として盛り込んでいるところでございます。

吉田委員

概要を説明していただいたのですけれども、スケジュール的には2021年に環境配慮基準、2022年にポジティブゾーニングを行って、2023年度以降に24市町村の促進区域を設定するということになっているのですが、もうすぐ2021年は終わるのですけれども、この環

境配慮基準が県独自のものになるのかどうか、県独自というのはいか入るのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

国がガイドラインというか方向性を示すようになると思いますので、県の環境配慮基準はそれに沿ったものになると考えております。

吉田委員

国が示すガイドラインに沿って環境配慮基準を決めるということだったのですが、スケジュール的にいつ頃国が示すかということがもし分かっていたらお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

以前は年内にも示されるということでございましたが、それ以降余り情報が入ってきておりませんで、少し遅れ気味かと考えているところでございます。

吉田委員

先ほどの部長の報告でも、この10年の前半を集中期間ということやっていかないといけないということなのですが、計画ができては住民が反対してというのでは加速の前の集中ということにもなかなかないと思いますし、非常に大事なところなので、ガイドラインが示されたらすぐに取り掛かれるようによろしくお願いしたいと思います。

山田委員

私からも数点聞きたいと思います。

まず、資料3の危機管理調整費の関係を聞きたいと思いますが、ここに書かれているのでは今までの総額は60億円ということですが、執行状況について御報告ください。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、今年度の危機管理調整費の執行状況についての御質問を頂きました。

お手元の資料3を見ながらお聞きください。

先ほどのお話にありましたように今年度の予算総額は繰越分も含めて60億円となっておりまして、一番下に書いてありますように、そのうち使途が決まっているものについては50億2,000万円となっております。

そのうち既に債務負担行為が行われていたり、あるいは実際にもう支払が済んでいる額になりますと、11月19日金曜日の時点で約40.5億円となっております。この40.5億円は執行見込額55.2億円に対して73.4パーセントの執行率となっているところでございます。

この危機管理調整費の性質上、もちろん可能な限り早期に執行し効果を発揮していくということが特に求められているものでありますので、この事業の執行に当たりましては配当を受けて実際に事業を実施している関係各課とも連携しまして、しっかりと早期執行に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

今も話が出たのですけれども、残額が約4億8,000万円という状況だと言われているわけですが、この4億8,000万円はこれから丸々使えるお金なのか、それとも繰越分なのか。恐らく半分ぐらいはあるのかなと思うのですけれども、そういう中身を御報告いただけますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、執行見込みの残り4.8億円についての御質問を頂きました。

この4.8億円につきましては、基本的に自由というか今後の新たな使途に応じて使えるお金であります。

山田委員

私自身はひょっとしてこれは自由に使えるのは半分ぐらいになるかなと思っていたもので、改めて聞いたのですけれども、その分で4.8億円というオーダーをどう考えるかの問題があって、今回議案が出ていないのです。

しかし、国のほうで地方創生臨時交付金の大幅な増額があり、中身はいろいろ色が付いたりしてなかなか厳しいものがあるようなのですけれども、いわゆる知事の発言等々もあって、今議会中にこの危機管理調整費を含めて積み増しという状況になるのではないかなと思っているのですが、その点についてはいかがでしょう。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、危機管理調整費の積み増しについて御質問を頂きました。

現在4.8億円残っている状況で、この11月補正予算では積み増しを計上していないところでございます。

今後、新型コロナに関する新たな危機事象、あるいは財政需要が突発的に発生しまして、緊急の支出が必要になるといった状況になったとしても、約5億円もの予算枠があるわけですから、大概の場合でしたらこの予算の範囲内でまずは当面の対応をしておいて、不足が生じるようであれば直近の定例議会において補正予算をお願いする、あるいは予備費を活用して当面は対応できるのではないかとということで、今回は予算を計上していないところでございます。

ただし、新型コロナに関して、これからどんな想定外の状況になるか、そして大規模な緊急支出が必要となるかはもちろん分かりませんので、当然のことながら状況の推移をしっかりと注視しまして、必要があれば財政当局としっかり相談して早急に対応してまいりたいと考えております。

山田委員

非常に答弁しづらい面もあるのだろうけれども、しかしいろんな制約はあるものの臨時交付金があれば積みまれて、当然この議会中にそういう方向が示されるのだろうと思うのですけれども、その点と併せて予備費の状況も御報告いただけますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、危機管理調整費についての重ねての御質問を頂いたところでございます。

今日の新聞報道を見ますと、山田委員のおっしゃるように地方創生臨時交付金が6兆円という話も出ておりまして、それに対して本県としても当然何らかの対応をしていくのだろうと思いますけれども、そちらについてはやはりまずは財政当局で御判断いただきたいと考えております。

当然、危機管理調整費の積み増しの必要があれば、先ほど申し上げましたように財政当局にお願いして、それに合わせた措置をお願いする可能性もありますけれども、とりあえず今のところは白紙でございます。

予備費の状況でございますが、ここについては財政当局が答えるべきところであろうと思いますので、答弁を差し控えさせていただきます。

山田委員

財政当局だと言いますけれども、予備費も含めて新型コロナに備えるということで、今回の臨時交付金の使い方も含めてしっかり第6波に備えた対策をとってほしいと思いますので、引き続き見ていきたいと思います。

次に、先ほど来の話にも出た徳島県版の脱炭素ロードマップについてお伺いします。

私自身も今日頂いたところなので、まだ中身まで具体的に見て詳細についてというのは付託委員会になるかと、本会議でのいろんな答弁を踏まえてということになるかと思えますけれども、ざっとこのロードマップを見て、2030年度の目標と計画が示されたということは非常に画期的だと思うんです。

ざっくりばらんに聞きますけれども、この目標、計画を立てる上でおよその財源というのはどれぐらいを見込んでいるのかという点について、もちろん詳細は分からないのは分かりますから、大きい点で結構ですから御報告ください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、ロードマップに関して今後10年間の所要額あるいは財源について、どのくらいの見通しなのかという御質問を頂きました。

ロードマップには2030年度までの10年間の取組を掲げておりまして、例えば県営施設への太陽光発電設備の設置などにつきまして、今後調査して所要額を算定するものとなっております。このため所要額の見通しというのは出ていないところでございます。

ただ、概算要求で200億円が積まれております地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめとした国補助金の最大限の活用、あるいは今回掲げておりますPPAなどの初期投資が掛からない、かつ地域の事業者の方にもメリットがあるようなビジネスモデルの活用など、県予算とのバランスも考慮しながら進めていくべきものと考えております。

山田委員

これについてもおいおい聞いていかないといけないんだけれども、やはり財源があつてこそ絵に描いた餅ではないものになっていくので、是非ともその都度明らかにしていって

ほしい、規模ぐらいいは言ってほしかったと思います。

先ほど吉田委員からも話があった再エネ導入の面での大型風力発電やメガソーラーについて、全国的にも問題になっていますけれども、最大の課題は乱開発をなくすための規制強化という点で、これをロードマップに位置付けないと今後いろんなところでかなり問題が起こってくると思うんです。

その上で、新たな開発という手法ではなく、既存の施設や建築物、利用地などの活用推進を基本にしながら進めていくという方向へ切り替えて、2030年度50パーセント削減という格好に持っていくことが、特にこのロードマップを作成する上で必要だと思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま山田委員から、自然エネルギー導入の在り方についてロードマップでどう位置付けているのかというような御質問がございました。

ロードマップは2030年度までという短い期間での行程となっておりますので、風力発電などは導入にかなり時間が掛かるということで、リードタイムが短いと言われております太陽光発電、しかも系統に負荷を掛けない自家消費の太陽光発電を中心に促進してまいりたいと考えております。

また、委員のおっしゃるような新たな開発というよりは、特に建物の屋根などといったところを活用して導入を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

今、基本的には既存施設を中心にして組み立てたいというふうに杉山課長から話があったんですが、前の付託委員会でも聞いたんですけれども、宮城をはじめ香川、島根など6府県、市町村でも7市町で個人の住宅を対象にした太陽光発電システムへの補助があるというふうに前に課長からの答弁がありました。

このロードマップを実現する上で、あらゆる既存施設という面で見たら、他県での支援の在り方も含めて、こういうところに本県でも取り組むべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま太陽光発電の補助について御質問を頂きました。

先ほど申しました自家消費型太陽光発電について、まずは公共施設で率先して導入ということを考えております。

その際に国の補助金を使って普通に設置というやり方もございますが、もう一つ、PPAという屋根貸しを使っての導入ということも考えておりまして、これにより初期投資が掛からずに普通に電気代を払うような感覚で設置でき、10年後や20年後にはその太陽光発電設備が屋根を貸した人のものになるというビジネスモデルでございまして、これについてはPPA事業者登録制度などを設けて促進を図ってまいりたいと考えております。

また、以前に県のほうでもメガソーラー等に対して補助を行っていたんですけれども、太陽光パネルの価格の低減化等で、住宅の太陽光発電につきましても、現在では設置して

7年や8年で設置費用の元が取れると言われておりまして、普通の電気代として7年間払う分と太陽光発電の初期投資で掛かったお金が釣り合うような形になっております。

既に普通に設置しても個人の利益、メリットがあるようなところに、県が単純に補助金を打つというのはなかなか難しいものとは考えておりますが、どんどん太陽光発電設備の設置を促進していかなければならないと考えておりますので、今もZEHの分につきましては県も補助金を打っておりますけれども、もっと民間の太陽光発電設備の設置が進むように、先ほど申しましたPPA、それから共同購入制度というのでも考えておりまして、こういうもののほかにも更に制度化できないか検討してまいりたいと考えております。

山田委員

このロードマップを実現する上では一つの重要な視点だと思うので、これは当然お金の関係もあるんですが、ほかの県がやっていなくて徳島からというのだったら難しいかも分からないけれども、既に7県、あるいは市町村でもそういう取組をやられているわけですから、そこを是非ともしっかり応援していったほしいと思いますので、これはまた引き続き聞いていきたいと思います。

それと、この面で聞いておきたいこととして、県のロードマップはこれでできます。

問題は市町村の関係で、特に市町村での地球温暖化対策の推進計画の策定が不可欠だと思うんですけれども、県内の状況等が分かっていたら教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

調査はしておるんですけれども、今は手持ちの資料がありません。また後ほど市町村の策定状況については御報告させていただきたいと思います。

山田委員

分かりました。

県とともに市町村の取組というのが非常に重要になってきますので、調査はしているということなので、また付託委員会でも議論していきたいと思います。

それと、電力の安定供給とエネルギーの地産地消を促す仕組みをロードマップで進める中で、新電力などの在り方の情報収集を進めるということが、このロードマップを実現する上でも徳島県の場合は非常に重要だと思うんですけれども、その情報収集や取組状況、検討状況を御報告ください。

杉山グリーン社会推進課長

前回の委員会で報告したところから進捗はないわけですが、改めて御報告させていただきます。

地域のエネルギー会社が地域の再生可能エネルギーを活用して、地域にエネルギーを供給する事例が全国で多数出てきております。エネルギーの地産地消を促進し、地域の資金を地域内で循環できる取組として、期待が高まっているということは十分認識しているところでございます。

環境省では、地方自治体の戦略的な参画、関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者を地域新電力と呼んで、令和3年5月17日の時点で75事業者が確認されておるところでございます。

例えばやまがた新電力では山形県が出資し、山形県企業局が保有する太陽光発電・水力発電を活用することでエネルギーの地産地消を目指しております。

一方、現在電力を取り巻く状況は容量市場の制度変更や非化石価値取引市場の分割など、制度の見直しがどんどん進められているところでございます。

その一方で、エネルギーの地産地消を推進することは非常に重要であることから、様々な課題の解決に向けて継続して検討を行い、地産エネルギーによる電力の安定供給と災害時の電力確保の両立を図ってまいりたいと考えておるところです。

まずは他県の事例を参考にしながら、県の企業局とも連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

企業局では四国電力との長期契約が令和6年度で切れるという状況になっています。

ということになれば、いよいよこの時期にしっかりと今後の戦略を含めて持つことが重要だと思いますので、これは引き続き聞いていきたいと思います。

次に、今、環境ポイント、グリーンライフポイント制度というのが報道されています。

この内容について、また本県のロードマップの中でもそういうことが検討されているのかどうかという点も含めて御報告ください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいまグリーンライフポイントについて御質問を頂きました。

環境に配慮した行動に企業や自治体がポイントが付与するグリーンライフポイント推進事業につきまして、国の令和3年度補正予算案に約100億円を計上するとの報道があったところでございます。

ポイント付与の対象は、太陽光などの再生可能エネルギー電力への切替えや期限が迫った食品の購入、あるいはプラスチック製スプーンやストローの受取辞退、衣服を長持ちさせるための修繕などを対象としておると報道されているところで、そのポイントは別の買い物や商品との交換などに使えるという制度概要となっております。

まだ国から県というか当課に向けての連絡は特にないないところでございます。

山田委員

これについてはまた付託委員会等々で聞いていきたいと思います。

吉田委員

新型コロナウイルス感染症について、昨日の対策本部会議で決まったことの御報告があったんですけれども、飲食店と宿泊施設従業員向けPCR検査を抗原定性検査に切り替えるということで御報告いただきました。

今の状況ではこれでいいと思うんですけれども、詳しい御報告の中で、無症状の方は抗

原定性検査では反応しないということだと思うんですが、これの周知徹底が大事ななと思ったんです。

あわせて、精度の問題もあると思うので、PCR検査との比較での精度や特性をもう一度説明していただきたいということ、第6波が発生したときには臨機応変にPCR検査に切り替えるということも考えておられるのかということ、この2点をお願いします。

永戸危機管理政策課長

ただいま吉田委員から、抗原定性検査の件について御質問を頂きました。

委員御指摘のようにPCR検査と抗原定性検査については非常に大きな違いがありまして、ウイルスを検出する能力、精度については当然PCR検査のほうが優れております。

ただ、最近、抗原検査キットについて薬局でも買えるように一般販売もしている状況になったのは、症状があつてウイルスの排出量がある程度高い方についてはPCR検査と遜色ない精度が発揮できるという厚生労働省の判断があつたというふうに聞いております。

したがいまして、有症状の方に使っていただく分につきましては、陽性なのに陰性になる、いわゆる偽陰性になるというおそれはほぼないだろうと思っております。

ただ、やはり全体的な精度については恐らくPCR検査のほうが高いだろうと思われますし、偽陰性については非常に警戒する必要がありますので、使用に当たっては飲食店、あるいは宿泊施設の皆さんにその旨をしっかりと周知できるように考えております。

それと、今後感染状況が悪化した場合にPCR検査に戻すかどうかにつきましては、今後の状況、また現在国でワクチン・検査パッケージの制度がスタートしたばかりですけれども、そちらが検査に対してどういったスタンスとなるかといったことも含めながら、可能性としては十分検討していく必要があると考えております。

吉田委員

この抗原検査が無症状の人には反応しないということを知らない人の割合が多分すごく高いと思うので、利用される施設の方はもちろん県民の皆さんにも分かるようにその辺を周知していただいて、理解を深めていただけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時29分）